



2024年5月17日

各 位

会 社 名 高 島 株 式 会 社  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 高 島 幸 一  
(コード番号 8007 東証プライム)  
問 い 合 せ 先 経 営 企 画 統 括 部 長 徳 本 貴 久  
TEL 03 - 5217 - 7248

## **取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定及び監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入のお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定及び当社の監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入について決議しました。これらに関する議案を2024年6月25日開催予定の第136回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### **1. 取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定について**

##### 本制度の改定の概要

当社は、2020年6月25日開催の第132回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に対する報酬として、本制度に係る報酬を支給することをご承認いただき、当社の取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入いたしました。

この度、当社の社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）においても、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えること及び株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに本制度の対象者に当社の社外取締役を追加するとともに、当該目的をより一層推し進めるため、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象とした、本制度の内容を一部改定することにいたしました。

具体的には、本制度に基づき譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内から年額60百万円以内（うち社外取締役分は10百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）に変更するとともに、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数を年20,000株（ただし、2023年9月30日を基準日として、同年10月1日をもって、当社の普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割をしたことに伴い、当該総数は、年80,000株以内となっております。）から年96,000株以内（うち社外取締役分は年16,000株以内）に変更いたします。このほか、譲渡制限付株式の割当てに際して対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約の内容のうち、譲渡制限期間について、従来の「割当てを受けた日より当社の取締役会が予め定める地位を退任する直後の時点までの間」から「割当てを受けた日より当社又は当社の子会社の役員としての地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日より前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）」に変更いたします。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、譲渡制限の解除及び退任又は退職時の取扱いについても、必要な修正を加えることとなります。

##### 本制度の改定の条件

上記の改定は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

その他

以上の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。導入時の本制度の概要については、2020年5月26日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入及び利益連動金銭報酬制度の改定に関するお知らせ」をご参照ください。

## 2. 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入について

当社は、当社の監査等委員である取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、対象取締役に当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入することにいたしました。対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。本株主総会では、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、年額10百万円以内、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は年16,000株以内（ただし、いずれの場合も本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

また、対象取締役に對する譲渡制限付株式報酬制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、対象取締役との間において、一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む対象取締役が締結する譲渡制限付株式割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件とします。

以上